

政策提言

【提言1】

公文書管理機能の充実・強化について

【提言2】

産前・産後ケアの充実について

令和3年12月17日

鹿児島県議会

政策提言の検討や政策条例の対象事項の調査等を行うために設置している政策立案推進検討委員会から、「公文書管理機能の充実・強化」及び「産前・産後ケアの充実」について提言すべきとの報告を受けました。

県議会として検討した結果、より透明性のある公文書管理や、歴史的に貴重な公文書の適切な保存及び利用等に向けて取り組むこと、また、県内どこに住んでいても、すべての妊産婦とその家族が安心・安全に妊娠・出産・子育てができる社会の実現を目指すことは、県政にとって重要な課題であると考えます。

知事におかれては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、「公文書管理機能の充実・強化」及び「産前・産後ケアの充実」について、積極的に取り組まれるよう県議会として強く要望します。

令和3年12月17日

鹿児島県議会

議長 田之上 耕三

I 公文書管理機能の充実・強化について

1 提言の背景

(1) 公文書管理を取り巻く情勢

平成23年4月1日、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）が全面施行された。この公文書管理法は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るものである」とし、「公文書等の管理に関する基本的な事項等を定める」こと等により、「行政文書等の適正な管理，歴史公文書等の適切な保存及び利用等」を図り、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的としている。

公文書管理法の制定経緯については、平成11年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）」が制定された当時から文書管理のための法整備について、政府内で検討が続けられていたところ、平成19年には消えた年金記録や海上自衛隊の航泊日誌の保存期間満了前の廃棄，C型肝炎関連資料の放置等，不適切な文書管理の事案が立て続けに発生し，公文書管理の重要性が社会的にも大きく問われたことなどを背景に，情報公開を前提とした文書管理について定める法制度とは別に，公文書管理の一般法としての性格を有する法制度を整備する必要があったことによるものである。

一方，地方公共団体においては，行政機関情報公開法の制定前に多くの自治体が情報公開条例を制定しており，平成22年にはすべての都道府県が条例制定している。また，国立公文書館設置の12年前の昭和34年には山口県が公文書館を初めて設置し，平成13年には熊本県宇土市が文書管理条例を初めて制定したところである。

一般財団法人地方自治研究機構によると令和3年8月現在で14都県，5指定都市，29市区町村が公文書管理条例を制定しており，ま

た、国立公文書館によると、40都道府県に公文書館が設置され、所蔵資料検索システムを備える公文書館も登場するなど、これまでの情報公開制度を前提としたいわゆる現用文書（※1）を対象とする公文書管理から、現用文書及び非現用文書（※2）を包摂し、作成・取得から管理、それに続く廃棄又は公文書館等への移管、さらには歴史資料として保存され利用される公文書のライフサイクル全体を視野に入れたアーカイブズ（※3）に対応した公文書管理制度が進められている。

また、地方公共団体の文書管理については、公文書管理法第34条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定している。

このような公文書管理に係る国や地方公共団体の状況及び公文書管理法第34条の規定の趣旨を踏まえると、本県における現行の条例・規程においては、公文書を現用や非現用に区分する概念がなく、公文書を歴史資料として選別する基準もないことから、県議会としても、本県の公文書管理に関する現状や課題等について検討する必要があるとしたところである。

（2） 公文書管理に係る本県の現状

本県の公文書管理については、鹿児島県文書規程をはじめ、鹿児島県出先機関文書規程、鹿児島県教育委員会文書規程及び鹿児島県警察文書管理規程により運用されているところであるが、管理の対象は、鹿児島県情報公開条例（以下「県情報公開条例」という。）に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書」であり、県機関における現用文書を対象としている。

これらの規程により管理する公文書は、保存期間満了までは本庁舎や出先機関で保存し、情報公開制度に対応できるように文書管理をシステム化し、保存文書の目録を紙媒体により県政情報センター等に配架しているところである。

なお、鹿児島県警察文書管理規程以外の規程では、保存期間が満

了となった保存文書については、「廃棄若しくは保存期間の延長又は県政情報センター若しくは県立図書館への引継ぎを決定」することが規定されているが、結果としてこれまで引継がれた例はない。

また、県政情報センターで所蔵している行政資料等は、本県ホームページで目録を公表しているものの、歴史・美術センター黎明館が収集している郷土の歴史に関する資料、県民の習俗に係る資料は県内の図書館などにおける目録の閲覧のみで、インターネット上での検索はできない。一方、県立図書館及び県立奄美図書館が所蔵する郷土資料はインターネット上で蔵書検索が可能であるなど、県が保有するこれらの公文書や行政資料等については一元的な検索ができない状況にある。

一方、行政事務のデジタル化を推進するため県においては、公文書の起案、決裁、保存など一連の処理を全てコンピューター上で行う新たな文書管理システムが構築され、電子データによる文書管理が始まる見通しであるが、これまでの紙媒体の保存文書についても、時代に対応した新たな仕組みづくりが求められている。

(3) 課題

① 公文書管理について

本県の公文書管理は、情報公開制度に対応した現用文書の取扱いに関するものとなっており、保存期間が満了した公文書について、行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書の行政的価値が歴史的に貴重であるかどうかの検証がされないまま廃棄されることが懸念される。

また、永久保存文書についても、職員が利用するのみで県民の利用に供することなく永久に保存されていくことが懸念される。

県情報公開条例は、その目的において県民の知る権利を尊重しているが、県民の知る権利は保存期間にかかわらず、全ての公文書に及ぶものと考えられる。

さらには、アーカイブズに対応した公文書管理を行うことにより、行政自身が政策実現のために活用することで、行政自身を守ることにもつながるものと考えられる。

よって、行政の意思決定過程等を記録した文書を保存し、将来に引き継ぐことは、次世代における活用や検証を可能とするものであ

ることから、現在の情報公開制度を前提とした現用文書を対象とする公文書管理に加えてアーカイブズに対応した公文書管理を検討することが必要であり、その目的や意義について、まずは公文書を作成する職員の理解や意識改革が重要である。

② 公文書館的機能を有する体制の整備について

現状においては、本庁等で管理される保存文書をはじめ、もともと県が作成又は取得した文書でありながら、それぞれの機関において行政資料や郷土の歴史に関する資料などの名称で管理され、情報提供の方法も様々であることから、県民の誰もが必要な資料にワンストップサービスで触れることができる環境にあるとは言いがたい。

さらに、県外の施設において所蔵されている本県に関する文書や歴史的に貴重な記録等について、県民が興味や関心に基づき自ら資料等を探索できる環境にはなっていないところである。

よって、県民が容易に公文書等にアクセスできる環境の整備や、歴史的に貴重な公文書等の移管及び利用提供の拠点となる公文書館的機能を有する体制の整備に努めることが必要である。

以上の観点から、次のとおり提言する。

(※1) 現用文書

現に業務で使用されている文書又は業務参考等で使用される可能性がある文書

(※2) 非現用文書

保存期間が満了した文書

(※3) アーカイブズ

国立公文書館では、①「個人または組織がその活動を通じて作成、接受、蓄積した文書、映像、音声などによる記録や電子記録などのうち、組織運営や学術研究の必要性、文化その他の多様な価値ゆえに永続的に保存される資料」②「これらの文書記録等を保存し、整理し、利用に供する施設」、③「文書記録等を保存、整理、利用に供する行為」と定義(平成20年5月28日に国立公文書館HP掲出)。

2 提言

(1) 公文書管理法の趣旨を踏まえ、県民の意識醸成や政策形成過程の明確化など、より透明性のある公文書管理を行うため、「鹿児島県公文書の管理に関する条例（仮称）」の制定を早期に目指すこと。

(2) 将来における、歴史的に貴重な公文書（以下「歴史的公文書」という。）の適切な保存及び利用等を図るための公文書館的機能を有する体制を整備するため、当該条例の施行後、然るべき時期に庁内及び有識者を交えた検討委員会の設置等も検討すること。

なお、条例の制定及び検討委員会の設置等に当たっては、以下についても留意されたい。

① 歴史的公文書の定義について

当該条例の制定に当たっては、県で所管している保存文書について、「歴史的公文書の定義」を定めること。

② 県政情報センターの機能の充実について

県民の利便性の向上の観点から、検索機能の充実など、県政情報センターの機能の充実についても検討すること。

③ 図書・資料として扱われている収蔵品について

元々は、本県が作成（廃藩置県後の明治4年から現代までの本県が作成したもの）し、県有施設において図書・資料として扱われている収蔵品の保管の在り方について検討すること。

④ 県外に所蔵されている本県関係の図書・資料について

県外の公文書館等に所蔵されている本県関係の図書・資料について、情報の収集に努めること。

⑤ 歴史的公文書の保管について

歴史的公文書の定義に伴い、その適正な管理のため、保存文書量等を踏まえ更に保管場所を確保する必要がある場合、未利用の行政財産の活用を含め検討すること。

- ⑥ 歴史的公文書の適正管理に係る人材の確保及び育成について
県民共有の財産である公文書を適正に管理するため、アーキビスト（歴史的公文書の選定基準の作成，選別，保存管理等のできる専門職）の確保に努めるとともに，職員一人ひとりが公文書管理の重要性を認識するための研修会を開催するなど，職員に対する公文書管理の意識啓発を図ること。

- ⑦ 利用環境の整備について
公文書等の利用促進を図るため，県民がインターネット等でより検索しやすい環境の整備に努めること。

1 公文書管理に関する法的根拠等

(1) 公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日 法律第66号）【抜粋】

第1条（目的）

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第34条（地方公共団体の文書管理）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(2) 鹿児島県情報公開条例（平成12年12月26日 条例第113号）【抜粋】

第2条第2項（定義）

この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（鹿児島県住宅供給公社及び鹿児島県道路公社（以下「公社」と総称する。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの

(3) 鹿児島県文書規程（昭和60年12月18日 訓令第10号）【抜粋】

第42条第1項（保存文書の廃棄等）

学事法制課長は、保存期間が満了した保存文書については、主務課長と協議の上、廃棄若しくは保存期間の延長又は県政情報センター若しくは県立図書館への引継ぎを決定しなければならない。

2 都道府県における公文書館の設置状況（令和3年10月現在）

名 称	設立年月日	備 考
北海道立文書館	昭和60年7月15日	
青森県公文書センター	平成25年12月20日	
宮城県公文書館	平成13年4月1日	
秋田県公文書館	平成5年11月2日	
山形県公文書センター	平成27年11月9日	
福島県歴史資料館	昭和45年7月31日	
茨城県立歴史館	昭和48年4月1日	
栃木県立文書館	昭和61年4月1日	
群馬県立文書館	昭和57年4月1日	
埼玉県立文書館	昭和44年4月1日	
千葉県文書館	昭和63年6月15日	
東京都公文書館	昭和43年10月1日	
神奈川県立公文書館	平成5年11月1日	
新潟県立文書館	平成4年4月1日	
富山県公文書館	昭和62年4月1日	
福井県文書館	平成15年2月1日	
長野県立歴史館	平成6年11月3日	
岐阜県歴史資料館	昭和52年4月1日	
静岡県公文書センター	令和2年3月1日	
愛知県公文書館	昭和61年7月1日	
三重県総合博物館	平成26年4月19日	
滋賀県立公文書館	令和2年4月1日	
京都府立京都学・歴史館	昭和38年10月28日	
大阪府公文書館	昭和60年11月11日	
兵庫県公館県政資料館	昭和60年4月17日	
奈良県立図書情報館	平成17年11月3日	
和歌山県立文書館	平成5年4月1日	
鳥取県立公文書館	平成2年10月1日	
島根県公文書センター	平成23年11月1日	
岡山県立記録資料館	平成17年4月1日	
広島県立文書館	昭和63年10月1日	
山口県文書館	昭和34年4月1日	日本で最初の文書館
徳島県立文書館	平成2年4月1日	
香川県立文書館	平成6年3月28日	
高知県立公文書館	令和2年4月1日	
福岡共同公文書館	平成24年4月1日	福岡市と北九州市を除く福岡県内全地方公共団体 共同で設置・運営
佐賀県公文書館	平成24年4月1日	
大分県公文書館	平成7年2月28日	
宮崎県文書センター	平成14年7月17日	
沖縄県公文書館	平成7年4月1日	

【国立公文書館ホームページより】

※ 未設置県：岩手県、石川県、山梨県、愛媛県、長崎県、熊本県、鹿児島県

3 都道府県における公文書管理条例の制定状況（令和3年8月現在）

都道府県名	条例の名称	公布日	施行日
島根県	島根県公文書等の管理に関する条例	平成23年3月11日	平成23年4月1日
熊本県	熊本県行政文書等の管理に関する条例	平成23年3月23日	平成24年4月1日
鳥取県	鳥取県公文書等の管理に関する条例	平成23年10月14日	平成24年4月1日
香川県	香川県公文書等の管理に関する条例	平成25年3月22日	平成26年4月1日
東京都	東京都公文書等の管理に関する条例	平成29年6月14日	平成29年7月1日
愛媛県	愛媛県公文書の管理に関する条例	平成30年7月20日	平成30年10月1日
山形県	山形県公文書等の管理に関する条例	平成31年3月15日	令和2年4月1日
滋賀県	滋賀県公文書等の管理に関する条例	平成31年3月22日	令和2年4月1日
高知県	高知県公文書等の管理に関する条例	令和元年7月3日	令和2年4月1日
兵庫県	公文書等の管理に関する条例	令和元年10月7日	令和2年4月1日
新潟県	新潟県公文書の管理に関する条例	令和元年10月18日	令和2年4月1日
三重県	三重県公文書等管理条例	令和元年12月23日	令和2年4月1日
長野県	長野県公文書等の管理に関する条例	令和2年3月19日	令和4年4月1日
群馬県	群馬県公文書等の管理に関する条例	令和2年3月27日	令和3年4月1日

【一般財団法人地方自治研究機構ホームページより】

4 本県関係機関における保有文書（収集資料）へのアクセス方法

令和3年7月現在

項目 本県関係機関	目録の名称	目録の閲覧	保有文書等の インターネット 検索	保有文書等の 閲覧・複写
知事部局	保存文書管理票	県政情報センターへの配架	不可	県情報公開制度により対応
県政情報センター	行政資料目録	<ul style="list-style-type: none"> ・県政情報センターへの配架 ・県HPでの公表 	行政資料目録のみ閲覧可能	自由に閲覧 ・複写可能、貸出しも可能
教育庁	保存文書管理票	県政情報センターへの配架	不可	県情報公開制度により対応
警察本部	保存文書管理票	県警察情報センターへの配架	不可	県情報公開制度により対応
警察情報センター	—	—	—	自由に閲覧 ・複写可能、撮影も可能
歴史・美術センター 黎明館	所蔵品目録	館内、県内の図書館又は全国の主要な図書館で閲覧可能	不可	黎明館資料特別利用許可申請により対応
県立図書館 県立奄美図書館	蔵書検索システム	館内検索機及びインターネット上で公開されている蔵書検索システムで検索可能	インターネット上で公開されている蔵書検索システムで検索可能	基本的に可能

Ⅱ 産前・産後ケアの充実について

1 提言の背景

(1) 妊産婦・子どもを取り巻く環境

女性の社会進出が進む中、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化、若年妊娠、晩婚化等により、産前・産後の身体的・精神的に不安定な時期に、家族等の身近な人の助けや地域からの支援が十分に得られず、不安や孤立感を抱きながら出産・育児を行う母親が少なからず存在し、産後うつや児童虐待に繋がるケースが表面化している。

このような状況の下、母子保健法の改正により、平成29年4月から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター（法律における名称は「母子健康包括支援センター）」を設置することが市町村の努力義務とされ、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）」において、令和2年度末までに全国展開を目指すこととされた。

また、令和元年12月の同法の改正により、産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされ、「少子化社会対策大綱（令和2年5月閣議決定）」において、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされた。また、産後ケア事業においては、子育て世代包括支援センター等との連絡調整等を図ることも明記され、子育て世代包括支援センターの更なる機能強化が求められている。

国においては、平成30年12月に公布された成育基本法及び国民運動計画である「健やか親子21」等を基盤とし、子育て世代包括支援センターの設置促進や産後ケア事業の全国展開及び産前・産後サポート事業の推進等、地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進を図っている。

県においては、令和2年3月に策定した「かごしま子ども未来プラン2020」に基づき、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目のない支援体制を推進するため、子育て世代包括支援センターの設置を促進するほか、市町村における妊婦健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査の充実強化取組を支援し、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進するなど、県内どこに

住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう支援体制の充実に取り組んでいる。

令和3年9月からは、孤立感や不安を抱えた若年妊産婦等が、身近に相談できる環境を整備するため、「かごぶれホットライン（若年妊産婦等オンライン相談支援事業）」として、SNS等を利用したオンライン相談窓口を新たに設置している。

県内市町村においては、平成9年4月に県からの権限移譲により、妊娠届時のアセスメントや妊産婦健診や訪問指導、マタニティ教室、子育て世代包括支援センターの設置・運営、産後ケア事業、ハイリスク母子支援等、母子保健に関する様々な取組を主体となって実施している。

(2) 産前・産後ケアの本県の現状

産前・産後ケアについては、市町村が全ての妊婦を対象に専門職による面接を行い、心身の状態や家庭の状況等を把握し、妊娠初期から、それぞれの妊産婦に寄り添った支援を実施している。県においては、アウトリーチを含めた相談支援体制の整備や市町村と連携した支援等を実施している。

全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供する「子育て世代包括支援センター」については、母子保健法において市町村に同センターの設置について努力義務が課されているが、令和3年4月時点で、37市町村43か所に設置されている現状にある。

本県における産後ケア事業は、41市町村において実施され、うち、直営が5市町村、委託が36市町村であり、事業を受託している38施設のうち、産科医療機関は11施設、助産所は27施設となっている（令和3年11月時点、実施予定含む）。

なお、産後ケア事業としては、地域のニーズや社会資源等の状況から、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の3種類の実施方法があり、令和2年度の事業利用者970人のうち、宿泊型は162人、デイサービス型は501人、アウトリーチ型は307人となっている。

産後ケア事業については、市町村の地理的特性や財政状況により、高額な自己負担額による利用控えや、受託施設の経営が逼迫することのないよう、適正な委託契約のもとで事業が実施されることが望まれる。

助産師の数を、二次保健医療圏域別人口10万人当たりで見ると、鹿児島圏域及び奄美圏域は全国平均を大きく上回る一方、南薩、川薩、出水、始良・伊佐、曾於、肝属の6圏域では、全国平均を下回っており、地域偏在が見られる。

(3) 課題

県内のどこに住んでいても、すべての妊産婦とその家族が安心・安全に妊娠・出産・子育てができる、包括的な相談支援体制の構築が求められている。特に、離島を多く有する本県においては、喫緊の課題となっている。

また、妊産婦を取り巻く環境は様々であり、妊産婦へ心理的・身体的な支援を行う産前・産後ケアは、妊産婦の育児不安や孤立感を軽減し、さらには産後うつや児童虐待を防止する重要な取組である。

しかしながら、産科医不足や助産師の地域偏在が見られるほか、市町村の財政状況等により、子育て世代包括支援センターの設置状況や産後ケア事業の実施については、地域間で差が見られる。

また、近くに相談できる家族や知人がいない妊産婦や、家族間でトラブル等が発生した場合など、一人で悩み精神疾患に追い込まれることもある。

このような事例に対応するためには、妊産婦やその家族の相談に専門家が対応することで必要な支援に確実につなげるなど、相談・支援体制の拡充を図る必要がある。

また、産前・産後ケアの重要性を妊産婦及びその家族等に周知するとともに、産後ケア事業の拡充と体制整備の強化を図る必要がある。

さらに、産後ケア事業は市町村が実施主体となっているが、ケアに関わる専門職の人材確保と育成強化は、各市町村独自の取組に加え、県としても総数確保等に取り組む必要がある。特に産科医のいない地域における助産師の確保・育成は喫緊の課題であり、地域偏在の解消に向け、市町村と連携して県においても取り組む必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 妊娠初期から子育て期を通じた包括的な相談支援体制の構築

① 産前・産後の不安や悩み等に対応可能な24時間体制の相談環境のさらなる整備促進

妊娠初期から子育て期を通じて、妊産婦やその家族がいつでも相談できる24時間体制の相談窓口が必要であることから、電話や面談だけでなく、SNS等を活用したオンライン相談の拡充を図ること。

② 市町村や関係機関との連絡・調整を密に行える助産師など専門職の配置

子育て世代包括支援センターが設置されていない市町村や助産師など専門職の確保が困難な地域への支援として、県が主体となって助産所や医療機関等と連絡・調整を密に行える専門職を配置するなど、環境整備を行うこと。

(2) 産前・産後ケアの拡充と体制整備の促進

① 産前・産後ケアの重要性の周知とマタニティ教室のさらなる充実の支援

妊娠初期から子育て期を通じて、必要な支援を行う産前・産後ケアの重要かつ必要性について広く妊産婦及びその家族等に周知し、市町村事業として取り組んでいるマタニティ教室への参加促進と内容の充実についても支援すること。

② 子育て世代包括支援センターの拡充と機能強化への支援

県内どこに住んでいても、妊産婦が妊娠初期から子育て期を通じた必要な支援が受けられるよう、すべての市町村において子育て世代包括支援センターの設置を促すこと。また、助産師等の専門職が専門性を生かせるような環境を整備し、機能強化を図ること。

③ 医療、福祉、療育、保育、教育等の子育て支援を提供する関係機関との連携強化

妊産婦が置かれた環境などにより必要な支援も様々であり、生まれた子どもに対する支援も異なることから、医療、福祉、療育、保育、教育等の子育て支援を提供する関係機関と連携を密に行うこと。また、妊産婦やその家族が必要に応じて弁護士等の支援も受けられる環境を整備すること。

④ 助産所など産後ケア施設の整備促進と産後ケア事業利用料の利用者負担の軽減

常駐の産科医のいない地域においては、妊産婦が安心して出産・子育てができる環境が必要なことから、助産師や栄養士、保育士などの医療や保育の専門家を中心とする助産所など産後ケア施設の整備促進に努めること。また、産後ケア事業利用料については、利用者負担の軽減が図られるよう努めること。

(3) 産前・産後ケアに関わる専門職の人材確保と育成強化

① 産後ケア事業の担い手である助産師等の人材確保

助産師の確保が困難な地域もあることから、潜在助産師の掘り起こしを行い人材確保に努めること。また、潜在助産師の再就業支援に取り組むこと。

② 妊娠初期から子育て期を通じて支援を行う専門職の育成強化

産前・産後ケアに携わる助産師等の資質向上を図るため、交通費等の助成やオンラインの活用といった研修に参加しやすい環境の整備を行うこと。また、現在実施している研修会を拡充し、より一層専門性の高い人材の育成に努めること。

参考

1 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）【抜粋】

（産後ケア事業）

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

- 一 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業
- 二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業
- 三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 母子健康包括支援センター

（平二八法六三・改称）

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

2 かごしま子ども未来プラン2020（令和2年3月策定）【抜粋】

(1) 基本理念及び施策の方向

1 基本理念、基本目標及び施策の方向

鹿児島県の未来を担うのは子どもたちです。人口減少、子どもの数の減少に少しでも歯止めをかけることが必要です。結婚、妊娠・出産、子育ての希望がない、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、切れ目のない支援が重要です。

また、生まれながらの格差をなくし、子どもたちが夢と希望を持って、安心してたくましく、心豊かに成長できる社会づくりが大切です。

このため、次の基本理念及び基本目標のもと、5つの施策の方向に沿って、各種施策を推進していきます。

基本理念	子どもを産み育てやすい鹿児島を目指して ー子どもたちの笑顔と未来のためにー
基本目標	個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世代の育成を支援します。

施策の方向

① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実に努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。また、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、妊娠・出産、産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

子育ての様々な不安や負担を和らげ、全ての子育て家庭が安全かつ安心して子どもを育てられるよう、社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに、幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育ての経済的負担の軽減、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが、豊かな心や健やかな体、社会で自立する力を身につけられるよう、知・徳・体の調和のとれた教育の推進や、安全・安心で質の高い教育環境づくりを行います。また、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより、次代の鹿児島を牽引する人材を育成します。

④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子どもたちが、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう、児童虐待防止や子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、社会的養育の充実・強化などを推進します。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

仕事と生活、仕事と子育ての両立を可能にし、各々のライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるよう、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備等を行います。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

(2) 施策目標及び具体的施策 <基本施策(2) 健やかな妊娠・出産への支援>

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援

安心して出産を迎えるために、妊娠に対する正しい知識の普及や相談体制の充実のほか、妊娠の早期届出及び定期的な妊婦健康診査受診等の妊娠中の健康管理についての啓発に努めます。併せて、低出生体重児低減のための取組を推進します。

また、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目ない支援体制を推進するため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を促進します。さらに、市町村における妊婦健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査の充実強化の取組を支援するほか、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進するなど、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう、医療機関等関係機関との連携体制や環境整備の充実を図り、支援体制を推進します。併せて、妊産婦の心身の状態や胎児への負担に対する理解や配慮がある社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
妊産婦の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の妊娠届出や妊婦健康診査受診による妊娠期の健康管理の重要性の啓発 ・ 市町村の母娘学級・両親学級における妊娠や出産等に関する正しい知識の情報提供 ・ 父子手帳^(注14)の掲載による妊娠、出産、子育てへの配偶者の協力の大切さについて啓発 ・ 市町村や医療機関等との連携によるハイリスク妊産婦への保健指導の実施 ・ 働く妊婦の勤務上の配慮に係る母性健康管理指導事項連絡カード^(注15)の活用促進 ・ マタニティマーク^(注16)の普及啓発 ・ パーキングパーミット制度^(注17)の普及啓発 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課 障害福祉課
低出生体重児低減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中の喫煙や受動喫煙、食生活等の生活習慣の問題など改善可能な要因について、市町村と連携し妊婦への保健指導や正しい知識の普及啓発等の予防対策を実施 ・ 若い世代に対して、喫煙や思春期のやせの問題及び妊娠・出産等についての正しい知識の普及啓発を推進 	子ども家庭課 保健所
妊産婦への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施 ・ 医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 ・ 女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施。また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・ 母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・ すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・ 保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・ 産後も安心して育児ができるよう産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への情報提供等支援 	子ども家庭課 保健所

3 子育て世代包括支援センター市町村別設置状況(令和3年4月1日時点)

市町村名	設置数
鹿児島市	5
鹿屋市	1
枕崎市	1
阿久根市	1
出水市	1
指宿市	1
垂水市	1
薩摩川内市	2
日置市	1
曾於市	1
霧島市	1
いちき串木野市	1
南さつま市	1
志布志市	1
奄美市	1
南九州市	1
伊佐市	1
始良市	1
十島村	1
さつま町	1
大崎町	1
東串良町	1
錦江町	1
南大隅町	1
肝付町	2
屋久島町	1
大和村	1
宇検村	1
瀬戸内町	1
龍郷町	1
喜界町	1
徳之島町	1
天城町	1
伊仙町	1
和泊町	1
知名町	1
与論町	1
	43

37市町村43か所に設置

県子育て支援課資料

4 産後ケア事業の現状

(1) 産後ケア事業市町村別実施状況(令和3年11月時点) ※実施予定含む

市町村名	事業実施区分		事業類型		
	直営	委託	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
鹿児島市		○	○	○	○
鹿屋市		○	○		○
枕崎市		○	○	○	
阿久根市		○	○	○	○
出水市		○	○	○	○
指宿市		○	○		
垂水市		○	○		○
薩摩川内市		○	○	○	○
日置市		○	○	○	○
曾於市		○	○	○	
霧島市		○	○	○	
いちき串木野市		○	○	○	○
南さつま市		○	○	○	
志布志市		○	○		○
奄美市		○	○		○
南九州市		○	○	○	
伊佐市		○	○		
始良市		○	○	○	
三島村		○	○		
十島村		○	○		
さつま町		○	○	○	○
長島町		○	○	○	
湧水町	○			○	
大崎町		○		○	○
東串良町		○		○	○
錦江町		○	○	○	○
南大隅町		○	○	○	○
肝付町		○	○	○	○
中種子町	○				○
屋久島町		○	○	○	○
大和村		○			○
宇検村		○	○	○	○
瀬戸内町		○			○
龍郷町		○			○
喜界町	○				○
徳之島町		○		○	○
天城町		○		○	○
伊仙町		○		○	○
和泊町	○			○	○
知名町	○			○	○
与論町		○		○	○
	5	36	27	28	29

県子ども家庭課資料

(2) 産後ケア事業受託施設の所在市町村別施設数（令和3年11月時点）

○県内施設への委託

市町村名	施設数
鹿児島市	3
鹿屋市	1
枕崎市	1
阿久根市	1
出水市	6
薩摩川内市	6
日置市	2
霧島市	2
いちき串木野市	1

○県外施設への委託

市町村名	施設数
都城市	2

市町村名	施設数
奄美市	4
伊佐市	1
始良市	2
さつま町	1
長島町	1
肝付町	1
瀬戸内町	1
徳之島町	1
与論町	1
合計	36

県子ども家庭課資料

(3) 産後ケア事業利用者数（鹿児島県内）

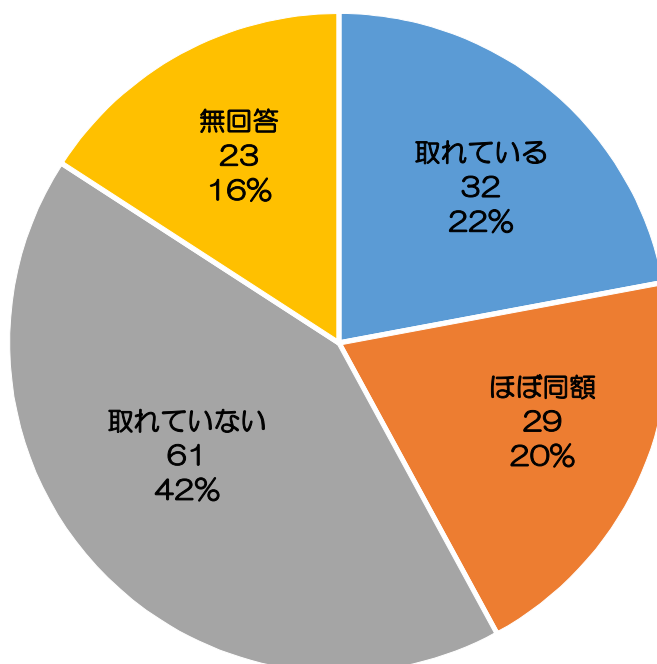
（単位：人）

年度	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型	計
H30	214	367	296	877
R元	193	569	308	1,070
R2	162	501	307	970

県子ども家庭課資料

(4) 産後ケア事業受託事業者の状況

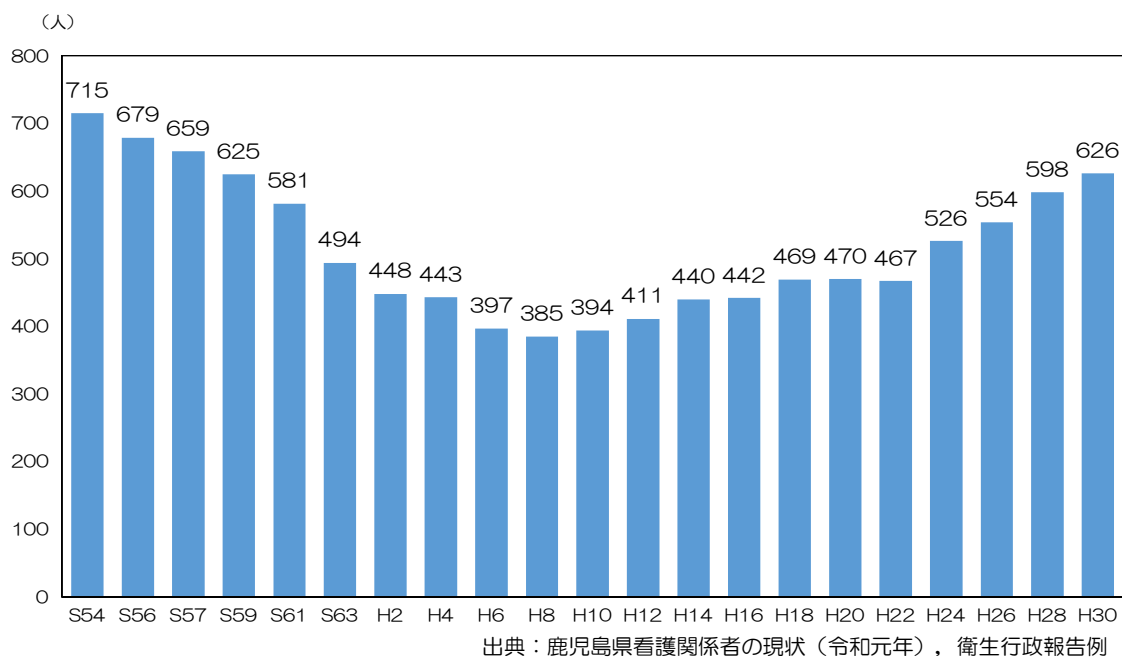
産後ケア単独で採算が取れていますか？



出典：公益社団法人日本助産師会政策調査委員会
「産後ケアに関する調査」（令和3年5月）

5 鹿児島県内の助産師の状況

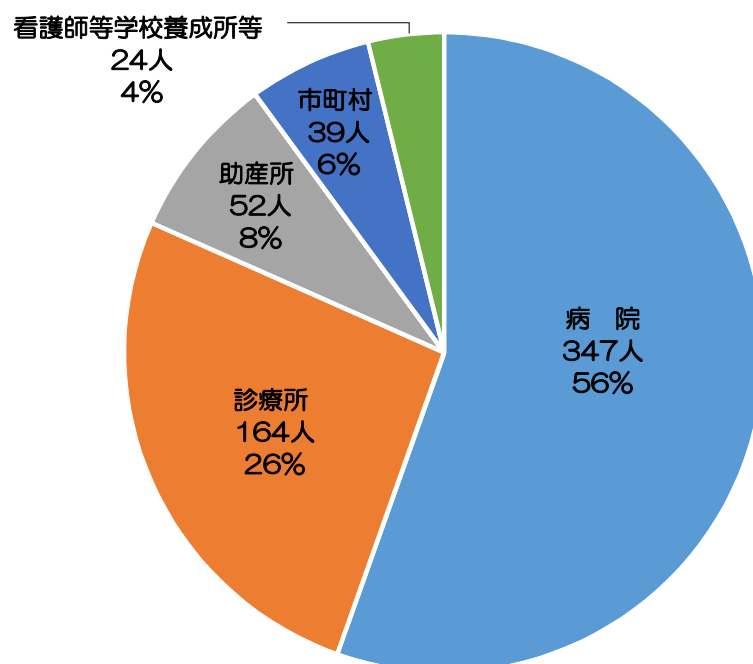
(1) 助産師就業者数の推移（各年12月31日現在）



(2) 助産師の就業場所

	病 院	診療所	助産所	保健所	市町村	看護師等学校養成所等	合 計
人 数	347人	164人	52人	0人	39人	24人	626人
割 合	55.4%	26.2%	8.3%	0.0%	6.2%	3.8%	

出典：鹿児島県看護人材確保計画（令和3年3月），平成30年衛生行政報告例



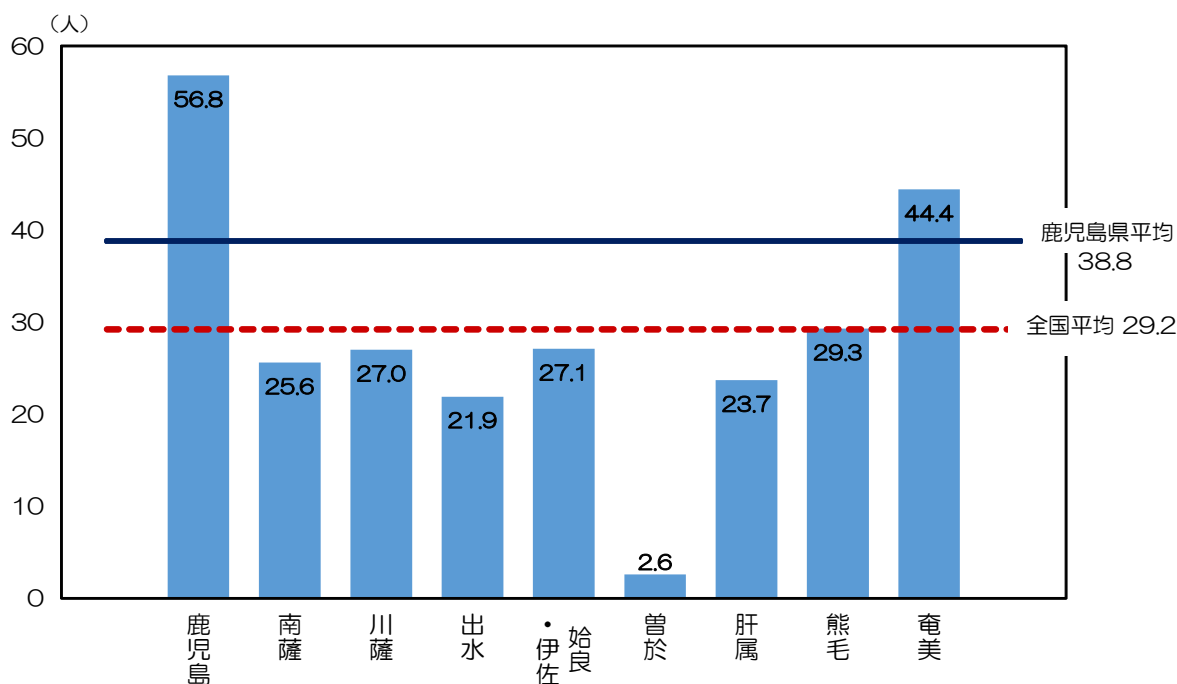
(3) 二次保健医療圏域別の助産師数（平成30年末）

（単位：人）

	鹿児島	南薩	川薩	出水	始良・伊佐	曾於	肝属	熊毛	奄美	鹿児島県	全国
就業者数	383	33	31	18	64	2	36	12	47	626	36,911
人口10万対	56.8	25.6	27.0	21.9	27.1	2.6	23.7	29.3	44.4	38.8	29.2

出典：鹿児島県看護人材確保計画（令和3年3月），平成30年衛生行政報告例

二次保健医療圏域別人口10万人当たりの助産師数



《 参 考 》 鹿児島県保健医療計画（平成30年3月策定）より一部抜粋

二次保健医療圏とは、高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療サービス等の提供が可能な圏域のこと。

小児科・産科医療圏	二次保健医療圏	圏域内市郡
薩摩	鹿児島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
	南薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
北薩	川薩	薩摩川内市，薩摩郡
	出水	阿久根市，出水市，出水郡
始良・伊佐	始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡
大隅	曾於※1	曾於市，志布志市，曾於郡
	肝属	鹿屋市，垂水市，肝属郡
熊毛	熊毛※2	西之表市，熊毛郡
奄美	奄美※3	奄美市，大島郡

※1 大隅小児科・産科医療圏における曾於地区について宮崎県都市との連携体制を維持していく必要あり。

※2 薩摩小児科・産科医療圏における鹿児島地区との連携体制を維持していく必要あり。

※3 奄美小児科・産科医療圏において沖縄県との連携体制を維持していく必要あり。